

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 15 日現在

機関番号：32686

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2010

課題番号：20520553

研究課題名（和文）司法英語教育のためのコーパスを用いたアメリカ、イギリス判例の共時的、通時的研究

研究課題名（英文）A synchronic and diachronic study of American and British legal discourses for ESP in legal education based on corpus linguistics.

研究代表者

鳥飼 慎一郎 (TORIKAI SHINICHIRO)

立教大学・異文化コミュニケーション学部・教授

研究者番号：90180207

研究成果の概要（和文）：

本研究は、200 年間にわたるアメリカとイギリスの司法英語の変遷を Biber (1988) の枠組みを使って検証し、現代司法英語の特徴を共時的、通時的に明らかにしようとする試みである。本研究では Biber (1988) で示された 5 つの dimension を用いて具体的にどのような語彙・文法項目がどの程度の違いで異なっており、それらが過去 200 年間に於いてどのように変化して来たのかを数量的に明らかにした。特にその中でも名詞句構造の複雑化と巧緻化、名詞化形の増加、受動態形の減少が現代司法英語の特徴であることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：

This project has investigated the historical progress of British and American legal discourses over 200 years and clarified the synchronic and diachronic differences of these two legal discourses. The research has been done within the framework five dimensions proposed in Biber (1988), and clarified the lexico-grammatical features which have been characteristically used in British and American legal discourses over 200 year. This project has found that American and British legal discourses have followed uniquely different historical progress, and that 1) noun phrases have become more elaborate and complicated, 2) nominalizations have been on the increase, and 3) passivizations have been on the decrease.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008 年度	600,000	180,000	780,000
2009 年度	500,000	150,000	650,000
2010 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,600,000	480,000	2,080,000

研究分野：英語教育

科研費の分科・細目：言語学・外国語教育

キーワード：司法英語、アメリカ連邦最高裁判所判例、イギリス貴族院判例、共時的変遷、通時的変遷、Biber (1988)、ESP、コーパス言語学

## 1. 研究開始当初の背景

研究代表者は 2001 年から 2002 年にかけて在外研究の機会を得、イギリスのランカスタ

一大学で Geoffrey Leech 教授の下で言語の使用形態をコーパス言語学の手法と歴史言語学の視点から明らかにする Observational

Grammar という研究方法を学んだ。その研究方法を用いてイギリスの貴族院判例の歴史的変遷を研究する一方で、立教の法学部においてアメリカ憲法判例を用いて法学部英語教育の一端を担ってきた。2008年から2009年にかけては北アリゾナ大学の Douglas Biber 教授の下で factor analysis を用いた英語の語彙・文法研究の手法を学ぶ機会を得た。これらの機会を通して、イギリス司法英語とアメリカ司法英語を共時的・通時的に研究をし、両司法英語の歴史的変遷を研究するとともに、その研究成果を法学部の司法英語教育に応用しようと考えた次第である。

## 2. 研究の目的

アメリカの連邦最高裁判所判例とイギリスの貴族院判例を200年の歴史的スパンの中で共時的、通時的に比較をし、語彙・文法形式の歴史的変遷を明らかにすることである。

## 3. 研究の方法

(1) アメリカの連邦最高裁判所とイギリスの貴族院の判例を、

1792年から1812年まで50万語、  
1910年から1911年まで50万語、  
2007年から2008年から50万語

収集し、合計6本の歴史的司法英語コーパスを構築した。

(2) これらの6本のコーパス全てにタグ付けを行った。

(3) そのデータをファクター分析にかけ、Biber(1988)の枠組みをつかって100以上の語彙・文法的項目についてその発生頻度を調査した。

(4) その結果を基に、Biber(1988)が提唱する5つのdimensionの歴史的変化を測定した。

(5) 現代英語を特徴づける動詞からの名詞化形、(nominalizations) 受動態形 (passivizations) 名詞句(noun phrase)の構造を中心に分析を進めた。

## 4. 研究成果

Biber (1988)の5つのdimensionから計測したアメリカの司法英語の歴史的変遷は以下のとおりである。

Dimension 1 -7.56 → -13.02 → -16.54  
Dimension 2 -1.50 → -2.10 → -2.74  
Dimension 3 9.52 → 8.54 → 5.45  
Dimension 4 0.95 → -1.49 → -1.98  
Dimension 5 8.02 → 7.05 → 3.85

アメリカの司法英語は、以下の特徴を有する

ことが判明した。

(1) 口語的な文体あるいは瞬時に語彙文法形式を判断して発話するような文体から、時間をかけてより多くの情報を限られた言語内に詰め込む巧緻化された文体へ、動詞を中心とした節形式の文体から名詞を中心とした句形式の文体へと継続的に歴史的な変遷を遂げつつある。

(2) 過去の出来事について過去形、完了形、3人称を用いて語る「ナラティブ」な文体から、現在形を用いる説明的で記述的な文体へと継続的に変化している。

(3) 主として関係詞節を使った言語内での意味照応関係が完結する文体から、言語外あるいは状況に意味関係が依存している文体へと継続的に変化している。

(4) 不定詞や法助動詞あるいは論理的思考を表現する言語形式を用いて相手を説得しようとする文体からそうでないニュース報道に近い事実関係を重視した文体へと継続的に変化している。

(5) 受身系の文法形式が減少し、主体と客体とが明示されたより具体的な表現形式の文体へと継続的に変化している。これはアメリカのカーター政権以降顕著になったplain English movement (法律文書や政府の公的文書を一般人が読めるような平易な英語で書こうという運動)の影響が反映された結果でもあると考えられる。

アメリカの司法英語は、上記のdimensionすべてにおいて過去200年にわたり数値が継続的に下がっており、一定の方向性に沿って歴史的変遷を継続しているのが特徴となっている。

一方、イギリスの司法英語は以下のようにアメリカ司法英語とはかなり異なる歴史的変遷を経ていることが明らかになった。

Dimension 1 -8.34 → -4.79 → -13.69  
Dimension 2 -0.60 → -0.81 → -1.51  
Dimension 3 2.75 → 8.59 → 10.08  
Dimension 4 0.52 → -0.79 → 0.37  
Dimension 5 7.21 → 6.83 → 5.30

(6) イギリスの司法英語は、一旦口語的な文体となりその後情報密度が高い巧緻な書き言葉の文体に再び変化している。現在のイギリス司法英語は、dimension 1において20世紀初頭のアメリカ司法英語とほぼ同じ語彙文法的特徴を有していることを上記の数値は示している。

(7) イギリスの司法英語もアメリカの司法英語も過去200年間にわたり一貫してナラテ

イブな文体から非ナラティブな文体へと変化している。イギリスの司法英語はどの時代においても常にアメリカの司法英語よりもナラティブな特徴を有しており、現在のイギリス司法英語は、200年前のアメリカの司法英語とほぼ同じレベルのナラティブな文体である。

(8) アメリカの司法英語が関係代名詞節を使い言語内で意味照応関係が完結する文体から状況依存型の文体に移行しているのとは全く反対に、イギリスの司法英語は言語外の状況依存型文体から関係代名詞節を使い言語内で意味照応関係が完結する文体へと急速に変化しつつある。

(9) アメリカの司法英語が説得的な文体から事実を報道するような文体に継続的に変化しているのに対し、イギリスの司法英語は一度はその方向を示すものの、再び説得的な文体へと変化しており、現在の文体がもっとも説得的であることを示している。

(10) イギリスとアメリカの司法英語は、双方とも受動態が減少しより具体的な文体へと変化しているが、その傾向はアメリカの司法英語に顕著に表れている。

このようなアメリカとイギリスの司法英語の文体の歴史的変遷過程は大きく異なるのであるが、その理由の一つにイギリスの口頭主義の伝統が挙げられる。イギリスの法廷では判事の前で原告と被告の双方がそれぞれの主張を述べ合い、判事からの質問に答える審議形式が伝統的に採用されており、その違いが話し言葉としての度合いやナラティブな度合いを高めるとともに、より説得的に文体的特徴を判例において強めているものと考えられる。更に別な理由としては、1885年以前の判例はローリポーターによる私撰の判例集によるものであり、法廷における紛争当事者あるいは法曹関係者の話し言葉を民間のローリポーターが書きとめたものが基になっており、このことが本研究の1792年から1812年までイギリスの判例のコーパスの文体を他のコーパスの文体、とりわけアメリカ司法英語の文体と大きく異なるが研究結果を導き出しているものと考えられる。本研究を通じて、同じ英語国であり同じコモンローの世界に属する両国の司法英語であっても、歴史的に両司法英語が大きく異なる歴史的変遷を経ていることが具体的な形で明らかになった。

研究代表者は、より具体的にどの文法形式が現在の司法英語の特徴を示しているのかを調査分析した結果、名詞化形および名詞句の構造と受動態形が司法英語の言語的変遷に大きく関わっていることを突き止めた。司法英語は元々名詞の割合がBiberの調査した

23のジャンルと比べても多く、1000語当たり281語であり、これは最も多いbroadcastの229語を上回っている。この傾向は名詞化形になるとさらに顕著となり、現代イギリスの司法英語において1000語当たり68語の名詞化形が使われている。この割合は23ジャンルのうち最も名詞化形の使用頻度が高いpersonal letterの44語を50%近く上回っている数値である。このように司法英語において名詞化形はかなりの高頻度で使用されているのであるが、その理由としては照応関係の曖昧性の除去が挙げられる。司法英語では後述の文が前述のどの文のどの要素を受けているのかを明確にし、解釈上の争いを未然に防ぐ必要がある。名詞句においてthe said propertyのように前述のどのpropertyを指し示しているのかを定冠詞のtheに加えて過去分詞形のsaidを用いて2重に明示している例が司法英語では多用されるが、これも司法英語が伝統的に照応関係における曖昧性を嫌う代表的な事例の一つであり、名詞化形の多用と共通したコミュニケーション上の方策の一つである。

名詞句の構造の変遷も司法英語の大きな特徴の一つである。アメリカの司法英語においては、過去200年間に於いて1000語当たりの名詞の数が255語から355語へとふえている。その一方で、前置詞の数は144語から104語へと減少し、形容詞の叙述用法は24語から46語へと増加している。このことがアメリカの司法英語においてどのような変化を表しているのかは言語データを見ると一目瞭然である。200年前のアメリカの司法英語では1個の名詞の前後を前置詞が挟む形を取るのが一般的であり、名詞句としての長さはどれも短い。一方現代のアメリカの司法英語では、前置詞で挟まれている名詞を形容詞、固有名詞、名詞、名詞の所有格などが修飾し、名詞句が長くなる傾向が強い。その結果、名詞句で使用される名詞やその名詞を修飾する形容詞等の数が増え、その名詞句を挟むように前後で使用される前置詞の数は、名詞句が複雑になり長くなった分だけ、名詞の数に比較して減少することになる。この調査結果は、現代司法英語が名詞中心の文体であり、名詞句に多くの情報を詰め込む傾向が強いことを如実に表しているものである。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 4件)

- ① TORIKAI Shinichiro 「Lexico-Grammatical Analysis of American Legal Discourse over 200 Years」 『ことば・文化・コミュニケーション』 査読無し

立教大学異文化コミュニケーション学部  
紀要 第3号 pp. 93-110 2011

- ② TORIKAI Shinichiro 「Historical Analysis of British Legal Discourse from 1677 to 2001」 『ことば・文化・コミュニケーション』 査読無し 立教大学異文化コミュニケーション学部紀要 第2号 pp. 83-101 2010
- ③ TORIKAI Shinichiro 「Nominalizations and Passivizations in the Present Day UK Legal Discourse and in other Genres」 TORIKAI Shinichiro 『ことば・文化・コミュニケーション』 査読無し 立教大学異文化コミュニケーション学部紀要 創刊号 pp. 53-73 2009
- ④ TORIKAI Shinichiro 「Contemporary Judgments by the UK's House of Lords」 TORIKAI Shinichiro 『ことばと人間』 査読無し 立教大学人文系紀要 10号 pp. 21-55 2008

[学会発表] (計 1件)

- ① 鳥飼慎一郎 「コーパス言語学が明らかにするアメリカ司法英語の歴史的変遷」第79回日本時事英語学会東地区研究例会 2010年6月12日 東京都市大学

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

鳥飼 慎一郎 (TORIKAI SHINICHIRO)  
立教大学・異文化コミュニケーション学部・  
教授  
研究者番号：90180207

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし